

消費税率引上げに伴う運賃改定の実施について

阪東自動車株式会社

阪東自動車は、平成 25 年 12 月 10 日、国土交通省に対し乗合路線バスの運賃改定に関する認可申請を行いました。平成 26 年 3 月 4 日、申請どおり認可されましたのでお知らせいたします。

なお、今回認可された乗合路線バスの運賃改定の概要は次のとおりです。

- 1 運賃改定の実施予定日…………… 平成 26 年 4 月 1 日（火）
- 2 上限運賃の平均改定率…………… 2.857%（108/105）以内

現行運賃と改定運賃の比較

（1）乗合路線バス（片道運賃）

運賃制度等	現行運賃	改定運賃 平成 26 年 4 月 1 日より
初乗り運賃	現金・IC	現金
	140円	150円
		IC
		145円

※ 現金運賃は 10 円単位、IC カード運賃が 1 円単位となります。

※ 我孫子市コミュニティバス（あびバス）を除く

（2）定期旅客運賃

現金（10 円単位）運賃を基準に算出し、通勤定期の割引率を 25% から 26% へ、通学定期の割引率を 40% から 41% へ拡大いたします。

※お客様からのお問合せについて

お客様がご利用になる路線毎の運賃・料金等のご照会、その他詳細につきましては、インターネットホームページ（<http://www.bandobus.co.jp>）においてもご案内いたしております。

以 上

【運賃改定に関するお問合せ先】

阪東自動車株式会社 営業課

TEL04-7185-2771